

ロータス千葉勉強会

特定認証業務運用及び法令について
勉強会

特定整備制度概要

分解整備の範囲拡大（なぜ特定整備が必要になったか）

① 先進技術の点検整備のあり方

【現行制度の評価】近年の自動車技術の電子化、高度化に伴い、現行の分解整備の対象となる装置の取り外しを伴わない整備又は改造であっても、**当該装置の作動に影響を及ぼすおそれがあり、**その結果として**保安基準適合性に大きな影響を与える**ものが増加している。

また、現行の道路運送車両法では、これらの整備又は改造が**「分解整備」の定義には含まれておらず、**た、先進技術にかかる装置は分解整備の対象装置となっていないため、これらについて

点検整備記録簿への記載義務がない上、認証を受けない事業者であっても

取外しを伴う整備又は改造が可能であり、**整備作業の安全性確認が法制上担保されていない。**

道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈

I 特定整備の解釈

自動車の構造及び装置は自動車によって異なることから、以下では、特定整備に該当する主要な作業を例示する。

なお、ここでいう「取り外し」、「取付位置若しくは取付角度の変更」及び「機能の調整」には、作業の過程における、自動車を保安基準に適合しない状態に至らしめる行為も含まれる。

また、「整備又は改造」とは、自動車について何らかの変化を施す作業全般をいう。特に、整備とは、給油脂、調整、部品交換、修理、その他の自動車の構造又は装置の機能を正常に保つ又は正常に復するための作業(行為)をいう。

分解整備の範囲拡大（なぜ特定整備が必要になったか）

現行の道路運送車両法では、これらの整備又は改造が「**分解整備**」の定義には含まれておらず、た、先進技術にかかる装置は分解整備の対象装置となっていないため、これらについて**点検整備記録簿への記載義務がない**上、認証を受けない事業者であっても**取外しを伴う整備又は改造が可能であり、整備作業の安全性確認が法制上担保されていない**

特定整備の解釈

2 電子制御装置整備(施行規則第3条に規定するものをいう。)について

(1) 運行補助装置(施行規則第3条第8号関係)

- ★ ECU の作動に影響を及ぼすことのない故障コードの読取及び消去を除く。）
- ★ かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすことのないソナー等を除く。
- ★ 自動車の車体前部 バンパ、グリルをいう。直接センサーと接していなくとも、当該車体前部の脱着によりセンサーの検知に影響を及ぼすものを含む。
- ★ 当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれのある自動車の整備又は改造

乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに関する国際基準を導入し、新車を対象とした義務付けを行います。

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」(令和元年6月18日、関係閣僚会議)を受け、同年12月17日に発表を行った高齢運転者等による交通事故の削減に向けた車両安全対策等の措置方針に基づき、乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに関する国際基準を導入し、世界に先駆けて新車を対象とした義務付けを行います。

国土交通省自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則(第152号)」が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において採択されたことに加え、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づき、我が国においてもこの基準を導入するとともに、新車を対象とした義務付けを行います。

1. 保安基準等の主な改正項目(別紙参照)

(1)専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5トン以下のものには、協定規則第152号に規定された要件に適合した乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならないこととする。

(2)上記の改正について、以下のとおりの適用とする。

	国産車	輸入車
新型車	令和3年11月	令和6年7月
継続生産車※	令和7年12月	令和8年7月

※軽トラックは令和9年9月

(3)上記のほか、所要の改正を行う。

2. 公布・施行

公布：1月31日(本日)

施行：公布の日

※安全運転サポート車に搭載されている衝突被害軽減ブレーキなどの運転支援装置はあくまで安全運転の支援であり、交通事故の防止や被害の軽減には役立ちますが機能には限界があり作動しない場合もあります。機能を十分に理解した上で、過信せずに引き続き安全運転を心がけていくことが重要です。

【自動車を安全に使うためには】<https://www.mlit.go.jp/jidosha/car/inf/rcl/carsafety.html>

1. 保安基準等の主な改正項目(別紙参照)

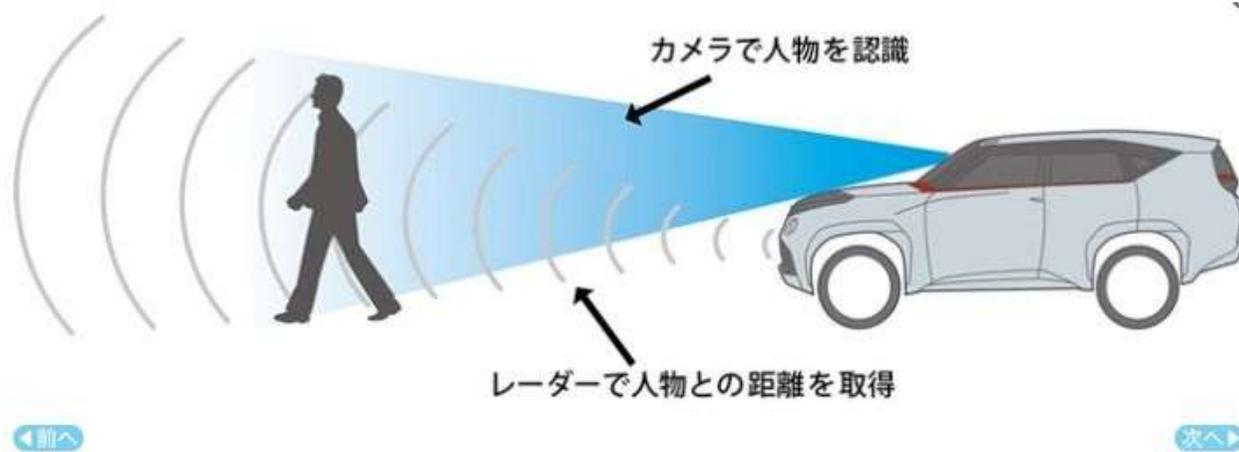
(1)専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5トン以下のものには、協定規則第152号に規定された要件に適合した乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならないこととする。

(2)上記の改正について、以下のとおりの適用とする。

	国産車	輸入車
新型車	令和3年11月	令和6年7月
継続生産車※	令和7年12月	令和8年7月

※軽トラックは令和9年9月

衝突被害軽減制動制御装置を 備えなければならないこととする



誤差(x) = 距離(L) × 角度tan(θ)

$x = 30\text{m} \times 1\text{度} \tan$

$x = 30 \times 0.01745$

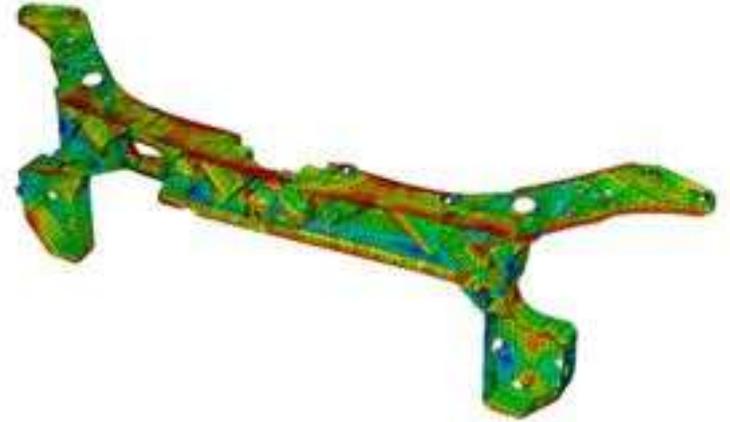
$x = 0.5235\text{m} = 52.4\text{cm}$

取付角度が1度ずれた場合、30メートル先の誤差は、約52.4センチメートル

取付角度が5度ずれた場合、30メートル先での誤差は約2.62メートル

取付角度が5度ずれた場合、50メートル先での誤差は約 4.37メートル

1度とか5度とか目視じゃ判別できません



金属製のラジエーターコアサポート

特に軽自動車では作業中にツナギの袖を引っかけただけで軽く曲がってしまいます
長繊維強化樹脂を用いたバルクヘッドに変わりつつありますが
故障診断でエラーコードが出なかったからと言って

本当に大丈夫でしょうか ?

ちと脱線

故障診断機有償化プログラムVer2

正しく技術料に

反映できていますか ?



自動車整備標準作業点数表より

故障〈整備〉診断	
作業番号	作業項目
0400	故障診断に伴う問診作業
0500	スキャンツールによるダイアグ・コードの読み取り・消去
整備追加点数	
フリーズ・フレーム・データ出力1回確認 データ・モニター1回確認	

①作業番号 0400 故障診断に伴う問診作業：

本作業項目は、問診シート（405頁）に沿った不具合内容の聴き取り（車両状態、不具合の有無、車両情報／部品交換履歴など）を行った際の作業点数を示している。

②作業番号 0500 スキャンツールによるダイアグ・コードの読み取り・消去：

スキャンツールを用いて、ダイアグ・コードの読み取り及び消去を実施した際の作業点数を示している。

車両に診断機を繋いで
故障コードを読み取り
コード消去迄の作業の事です

その状態で
FFD確認1回で加点
データモニター確認で加点

診断機接続回数(長屋作業の場合)

車検入庫 最低4回(入庫時・中間検査前・整備完了時・納車直前)

DPF警告灯点灯時 最低4回(入庫時・各所個別単体点検後・強制燃焼・作業完了後)

エーミング作業時最低3回(エーミング前・エーミング後・ロードテスト後)

エンジン警告灯点灯時 無限 ひたすら追い続けてます

これは0.8Hでいいのでしょうか……

私は変態なものですから……回数多いかもしれませんよね

電子制御装置整備を行う場合の基準

— 分解整備と電子制御装置整備の両方を行う場合の認証基準 —

設備に関する基準

- 電子制御装置点検整備作業場

- ※分解整備を行う事業場が備える車両整備作業場、点検作業場と兼用可能です

- ※完成検査場とも兼用可能です

- ※離れた場所にある作業場や、他の事業者との共有も可能です

- 整備用スキャンツール

- (水平面を確認するための)水準器

- 整備要領書等の点検整備に必要な情報の入手体制

- ➡ FAINES への加入状況や自動車メーカーから個別にCDを購入している等で可能です。

別表2

対象とする整備の種類		分解整備						点検整備		
対象とする装置の種類		原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	運行補助装置	自動運行装置
作業機械等	①プレス	●	●	●	●	●	●	●		
	②エア・コンプレッサ	●	●	●	●	●	●	●		
	③チェーン・ブロック	●							●	
	④ジャッキ	●	●	●	●	●	●	●		
	⑤バイス	●	●	●	●	●	●	●		
	⑥充電器	●								
作業計器	①ノギス	●	●	●	●	●	●	●		
	②トルク・レンチ	●	●	●	●	●	●	●		
	③水準器								●	●
点検計器及び点検装置	①サーキット・テスタ	●	●	●	●	●	●	●		
	②比重計	●								
	③コンプレッション・ゲージ	●								
	④ハンディ・バキューム・ポンプ	●	●		●	●				
	⑤エンジン・タコ・テスタ	●	●		●					
	⑥タイミング・ライト	●								
	⑦シックネス・ゲージ	●	●	●	●	●	●	●		
	⑧ダイヤル・ゲージ	●	●	●	●	●	●	●		
	⑨トーイン・ゲージ			●	●	●	●			
	⑩キャンバ・キャスト・ゲージ			●	●	●	●			
	⑪ターニング・ラジラス・ゲージ			●	●	●	●			
	⑫タイヤ・ゲージ			●						
	⑬検車装置	●	●	●	●	●	●	●		
	⑭一酸化炭素測定器	●								
⑮炭化水素測定器	●									
⑯整備用スキャンツール								●	●	
工具	①ホイール・ブーラ			●		●				
	②ベアリング・レース・ブーラ			●	●	●				
	③クリーン・ガン又はシャシ・ルブリケーター	●	●	●	●	●	●	●		
	④部品洗浄槽	●	●	●	●	●	●	●		

備考 ●印は、対象とする装置の種類に印を付ける装置を対象とする特定整備を行う事業場が当該各欄に掲げる作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示す。

特定整備必要工具一覧

+

故障診断機

FAINESなどの情報入手

基準を満たして場合の罰則

未認証行為とは自動車特定整備事業者の認証を受けずに特定整備を行う行為です。特定整備事業者の認証を得ずに特定整備を行う事業者は「**未承認事業者**」と呼ばれます。道路運送車両法第78条では「自動車特定整備事業を営もうとする者は自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない」と規定されています。**未認証行為は違法**です。未認証行為が発覚すると、整備振興会から違法行為の中止や認証取得の指導が入ります。罰則もあり、**50万円以下の罰金**が科される場合があります(道路運送車両法第109条)。

ウチ・・・大丈夫だよ

特定整備記録簿(写)

依頼者(使用者)の氏名又は名称	諸元欄	登録番号又は車両番号	初度登録年又は初度検査年	車名	型式
		住所	車台番号	原動機の型式	特定整備時の総走行距離 km

チェック記号

修理	△	締付	T	給油(水)	L
交換	×	調整	A	清掃	C

特定整備の概要

(分解整備)

- 原動機
 - 原動機の脱着
- 動力伝達装置
 - クラッチの脱着(二輪を除く)
 - トランスミッションの脱着
 - プロペラ・シャフトの脱着
 - ディファレンシャルの脱着
 - ドライブ・シャフトの脱着
- 走行装置(二輪を除く)
 - フロント・アクスルの脱着
 - 前輪独立懸架装置(ストラットを除く)の脱着
 - リア・アクスル・シャフトの脱着
- かじ取り装置
 - ギヤ・ボックスの脱着
 - リンク装置連結部の脱着
 - カシメリホークの脱着

メンテナンスに関するアドバイス

- 制動装置
 - マスタ・シリンダの脱着
 - バルブ類の脱着
 - ホースの脱着
 - パイプの脱着
 - 倍力装置の脱着
 - ブレーキ・チャンバの脱着
 - ブレーキ・ドラム(二輪を除く)の脱着
 - ディスク・ブレーキ・キャリバの脱着
 - 二輪のブレーキ・ライニングを交換するために行うブレーキ・シューの脱着
- 緩衝装置
 - シャシばね(コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く)の脱着
- 連結装置
 - けん引自動車又は被けん引自動車の連結(トレーラ・ヒッチ及びボール・カップル)の脱着

主な交換部品等

(電子制御装置整備)

- 運行補助装置
 - センサー、電子計算機(ECU)、自動車の車体前部(バンパ、グリル)の脱着
 - 窓ガラスの脱着
 - カメラ、レーダーその他のセンサー、電子計算機(ECU)の取付位置又は取付角度の変更
 - センサー又は電子計算機(ECU)の機能調整
- 自動運行装置
 - 自動運行装置の脱着
 - 自動運行装置に係るセンサー等の機能調整

その他の点検・整備項目等

一般作業で電子制御整備を行った場合はここに記載すればOK

依頼者(使用者)の氏名又は名称並びに認証番号	整備完了年月日	年	月	日
	整備主任者の氏名			

次回の定期点検は 年 月 日です。ご来店をお待ちしております。

注 この記録簿は二年間携行保存して下さい。

使用者用

特定整備作業だけではないですが作業後にあるお話です

エーミング作業も初期設定作業も完了して

診断機で《故障コード無し》を確認して出庫すると

学習未完了で《レディネスコード》が

残ってしまう場合があります

《レディネスコード》がある状態では

《OBD検査》は《不適合》になります



自動車使用者の方へ OBD検査結果のお知らせ

■受検車両・受検場所の情報

受検日	車台番号	型式	登録番号/車両番号
2024年(令和06年) 07月04日	JW5-1012033	DBA-JW5	
事業場の名称			指定番号/認証番号
ひらいわカーライフセンター			3286

※登録番号/車両番号は下4桁のみの印字です。

今回の検査は以下の通りの結果となりました。
自動車のユーザーは、自らの責任で適切に自動車を管理しなければなりません。
自動車の事故や故障を未然に防止するためにも、定期点検整備は必ず実施してください。

■OBD検査情報

検査結果	適合

■OBD検査結果詳細

排出ガス関係装置

項目	検査結果	
電圧	○	13.7V
MIL	○	OFF
レディネス	○	適合
通信	○	成立
特定DTC	○	適合

安全関係装置

項目	検査結果	
通信	-	-
特定DTC	-	-

■特定DTC 全0件中0件表示

項番	区分	ECU名称等	コード	名称

本帳票の記載内容について詳細は以下のホームページをご覧ください。
「OBD検査ポータル」 <https://www.obd.naltec.go.jp>



そんなことにならないように

OBD検査結果帳票

お客様にお渡しするのがお勧めです

(4)車体整備に係る情報の関連付け

(1)の画像、(2)の内容・方法及び(3)の料金に係る情報について

対象となる車両ごとに関連付けをし、一定期間適切に保存することが求められる。

(1)の画像、(2)の内容・方法及び(3)の料金に係る情報 の電磁的記録を同一のPCやクラウド等に保存する。

(1)の画像、(2)の内容・方法及び(3)の料金に係る情報 を関連付けるシステムを活用して電磁的に保存する。

(例. 業界 団体が推奨する車体整備記録簿システム、民間企業が開発・販売 するシステム)

車体整備に併せて点検整備を実施する場合は、(1)の画像、(2)の内容・方法及び(3)の

料金に係る **情報の電磁的記録に加え、点検整備記録簿の電磁的記録を併せて保存する。**

<その他> ・必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に 保存すること。

1-3 道路運送車両法の一部を改正する法律概要（その2）

令和元年5月24日公布

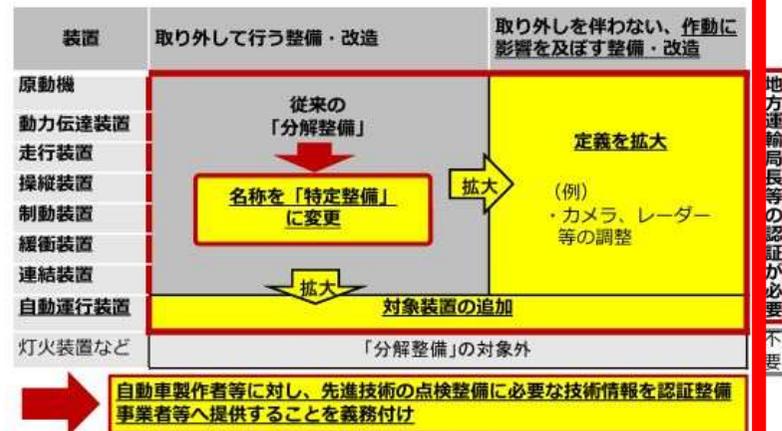
【3】分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け

現状・課題

- 事業として行う場合に認証が必要な「分解整備」の範囲に、先進技術に係る整備・改造が含まれず、安全性が確保されないおそれがあることから、当該範囲を拡大する必要がある。
- 先進技術の点検整備をするために必要な自動車の技術情報が、整備事業者等に対し十分に提供される必要がある。

改正内容

- 認証を要する「分解整備」につき、対象装置に「自動運行装置」を追加するとともに、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造にまで定義を拡大し、名称を「特定整備」に改める。
- 自動車製作者等に対し、点検整備に必要な型式固有の技術情報を特定整備を行う事業者等へ提供することを義務付ける。



【4】自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設等

現状・課題

- 昨今の自動車技術の進展に伴い、自動車製作者等において、通信を活用して使用過程時の自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムを改変し、性能変更や機能追加(改造)を行うことが可能となっている。
- 現行の道路運送車両法では、通信を活用した自動車の電子的な改造が行われることは想定されていないことから、改造が適切に行われることを確保する必要がある。

改正内容

- 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造であって、その内容が適切でなければ自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるものを電気通信回線の使用等によりする行為等(特定改造等)をしようとする者は、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととする。
- 許可に関する事務のうち技術的な審査を(独)自動車技術総合機構に行わせることとする。

地方運輸局長等の認証が必要



自動運行装置だけじゃなく
全て対象にしてください

実務に関する部分の要点まとめ

公布 令和7年7月8日

1 認証工場の機器要件の見直し

トーインゲージ・キャンバキャスターゲージ・ターニングラジアスゲージが外れました

※アライメントテスターまたは外注

比重計・エンジンタコテスタ・タイミングライトが外れました

整備用スキャンツールが必須になりました



施行 公布の日

3 自動運転車の検査員要件強化

自動運転車(レベル3・4)を検査するには1級が必要になります

施行 令和11年4月1日



5 電子点検記録簿の解禁

点検記録簿の「電子的保存」解禁

注意 当局から提示を求められたら、直ちに明瞭な状態で表示できること
故障・バッテリー切れ・電波状況・操作不慣れ等により表示できない場合。
要件を満たさないものとする

施行 公布の日



7 スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

点検箇所	点検項目
ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき（日常点検）
	踏み込んだときの床板とのすき間（定期点検）
倍力装置（ブレーキ・ブースタ）	機能（定期点検）
一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能（定期点検）
	排気ガス再循環装置の機能（定期点検）

点検項目がなくなったわけじゃないから記録簿に記載してね

施行 令和7年10月8日



国交省、OBD検査の対象追加 車線逸脱警報など4装置 ペダル踏み間違い時加速抑制装置も義務付け

2025.05.30 政治・行政・自治体

紙面で読む

この記事をストック

ップ

ギャラリーへ

国土交通省は、OBD（車載式故障診断装置）検査の対象装置を追加する。「車線逸脱警報装置」や「側方衝突警報装置」など4装置を加える。また、オートマチックトランスミッション（AT）乗用車に対し、ペダル踏み間違い時加速抑制装置（ACPE）も義務付ける。6月中旬までパブリックコメント（意見公募）を実施し、同月17日以降に順次、省令を改正する。

OBD検査について、現在は、衝突被害軽減ブレーキや横滑り防止装置などを対象としているが、新たに①車線逸脱警報装置②側方衝突警報装置③直前直左確認装置（カメラ式）④ACPEの4装置を加える。

ACPEの義務化は、国産の新型車で2028年9月1日、輸入車は翌年9月1日からを予定する。

このほか、ヘッドアップディスプレイ（HUD）など「視界内表示投影装置」の規定を整備する。

ペダル踏み間違えるくらいなら……車に乗らないで欲しい……

ヘッドアップディスプレイが物凄く気に入ってますが……

どんどん増えるOBD検査対象 \ (^o^) /

大きく変わる自動車整備

『百年に一度の大変革時代』

この名言は2018年の話。もう7年経過しています

気づけば《特定整備制度》《電子車検証》《保適電子申請》《OBD検査》

と大きな制度変更がありました

『ああそうだよねえ～』そう思っているうちに

《特定整備制度》《OBD検査》の対象箇所がどんどん増え

《ガイドライン》の発表で日ごろの業務もかなり変わってしまいました

これから更に変更点は増えていくでしょう

自動車整備技術の向上が最も重要な事ですが

《情報収集能力の向上》《ITスキルの向上》が大きな課題となってきました





ご清聴 ありがとうございます



TRY FORCE